

区内保育園等の保護者の皆さま

荒川区子ども家庭部
保育課長 浦田寛士

新型コロナウイルス感染症への対応に伴う臨時休園期間の延長について

日頃より、荒川区の保育行政にご理解、ご協力をいただきありがとうございます。

区では、令和2年4月10日付、2荒子保第115号の通知により、緊急事態宣言期間に合わせ、臨時休園期間を5月6日(水)までとしておりましたが、5月9日(土)まで延長することといたします。

これは、5月7日(木)が大型連休の翌日であり、事前に保護者の皆さまに十分な周知を行うことが難しい状況であることなどを踏まえてのものでございます。

応急保育については、臨時休園期間中、引き続き実施いたします。

また、5月11日以降の取扱いにつきましても、下記のとおりお知らせいたしますので、ご確認くださいませよう、よろしくお願い申し上げます。

記

1 5月9日(土)までの取扱いについて

- ・5月6日(水)までの臨時休園期間を5月9日(土)まで延長し、応急保育を継続して実施いたします。
- ・ただし、応急保育実施園で、新型コロナウイルスの感染者が発生した場合には、当該実施園の応急保育を中止しますので、予めご了承ください。

2 5月11日(月)以降の取扱いについて

現時点での取り扱いは以下のとおりとし、決定次第、別途お知らせいたします。

① 5月6日(水)までの緊急事態宣言期間が延長された場合

緊急事態宣言期間に準じて臨時休園を延長し、応急保育を継続いたします。

② 5月6日(水)までの緊急事態宣言期間が延長されなかった場合

臨時休園期間は5月9日(土)をもって終了とし、5月11日(月)から可能な限り在宅保育のご協力を要請した上で保育を再開いたします。

問合せ先

子ども家庭部保育課	電話：3802-3111
(認可保育園)	保育指導係 内線3823、3824、3846
	入園相談係 内線3825～3827、3847
(認証保育所)	保育管理係 内線3844、3828
(家庭福祉員)	保育管理係 内線3822